本号で公布された法令のあらまし

◇公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令（政令第三一九号）（総務省）

1　国立研究開発法人国立循環器病研究センターを公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成一二年法律第五〇号）第二条第一項第三号の法人とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三二〇号）（内閣府本府）

1　令和四年八月一日から同月二二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈣　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

㈤　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

㈥　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

㈦　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

㈧　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三二一号）（国土交通省）

1　法第二条第四号の政令で定める物資として、小麦、大豆、塩、鉄鉱石、石炭、ナフサ、液化石油ガス及びメタノールを追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、令和四年一二月一日から施行することとした。

◇旅券法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二二号）（外務省）

旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三三号）の施行期日は、令和五年三月二七日とすることとした。

◇旅券法施行令の一部を改正する政令（政令第三二三号）（外務省）

1　情報通信技術を利用する方法により手数料を納付するために必要な事項等を定める規定を整備することとした。（第五条第四項関係）

2　未交付失効旅券の発行費用の徴収のため、関連する手数料に関する規定を整備することとした。（第二条第一号、第三条及び第五条第二項関係）

3　査証欄の増補の廃止に伴い、査証欄の増補に係る手数料に関する規定を削除することとした。（改正前の第二条第三号及び第五条第一項第五号関係）

4　大規模な災害に際して国に納付すべき手数料の減額又は免除を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより申請しなければならないこととした。（第四条関係）

5　都道府県が処理する事務に関する規定について、査証欄の増補に係る事務を削除し、職権による渡航先の訂正に係る事務を追加することとした。（第六条第一項第四号関係）

6　この政令は、旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三三号）の施行の日（令和五年三月二七日）から施行することとした。

政　令

政令第三百十九号

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令

御　名　御　璽

令和四年十月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十二　国立研究開発法人国立循環器病研究センター

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

総務大臣　寺田　稔

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十号

令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

御　名　御　璽

令和四年十月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。